

# 有害性・物性・用途の例

## ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)

- 1 発がん性(※1)  
グループ1(ヒトに対して発がん性あり)
- 2 感作性(アレルギー)
  - ・皮膚感作性あり(GHS区分1相当)
  - ・呼吸器感作性あり(GHS区分1相当)
- 3 その他の人体への影響
  - ・眼に対する重篤な損傷性・刺激性あり(GHS区分2B相当)
  - ・生殖毒性あり(GHS区分2相当)
  - ・反復ばく露による特定標的臓器への毒性:呼吸器(GHS区分1相当)
- 4 用途の例  
メッキ、触媒、防腐剤、媒染剤、窯業顔料、アルミ着色剤、金属表面処理剤、電池、試薬

「ニッケルカルボニル」に関する規制は、従来どおりです。また、「粉状の物」とは、流体力学的粒子径0.1mm以下のものを言います。

※1 発がん性は、IARC(国際がん研究機関)の評価による。

物性は、化合物の種類によって異なります。

## 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)

- 1 発がん性(※1)  
グループ1(ヒトに対して発がん性あり)
- 2 その他の人体への影響
  - ・急性毒性は、化合物の種類によって程度が異なる
  - ・皮膚腐食性・刺激性あり(GHS区分1相当)
  - ・眼に対する重篤な損傷性・刺激性あり(GHS区分1相当)
  - ・生殖毒性あり(GHS区分1B相当)
- 3 用途の例  
半導体、合金添加元素、触媒、ガラスの脱色剤、農薬、殺鼠剤、顔料、医薬品原料、染料原料、木材防腐剤、漁網・皮革防腐剤、脱硫剤、散弾鉛硬化剤

従来から規制されていた「三酸化砒素」は、「砒素及びその化合物」に含まれます。

物性は、化合物の種類によって異なります。

## 物質ごとの主な規定の適用 (一覽)

法令	条文	派遣	規制内容	物質名		法令	条文	派遣	規制内容	物質名			
				ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、 粉状の物に限る。)	砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)					ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、 粉状の物に限る。)	砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)		
安衛法	57	—	表示	○	○	特定化学物質障害予防規則(特化則)	29~32	先	定期自主検査	○	○		
	57の2	—	文書の交付	○	○		36	先	作業環境の測定	実施	○	○	
	59	先	労働衛生教育(雇入れ時)	○	○					記録の保存	30年	30年	
	67	—	健康管理手帳	対象	○(三酸化砒素のみ)		36の2	先	測定結果の評価	管理濃度(mg/m <sup>3</sup> )	ニッケルとして0.1	砒素として0.003	
				要件	5年以上従事								
88	先	計画の届出	○	○	36の3		先	評価の結果に基づく措置	○	○			
特定化学物質障害予防規則(特化則)	5	先	特定第2類物質または管理第2類物質に係る設備	密閉式	○		○	37	先	休憩室	○	○	
				局排	○		○	38	先	洗浄設備	○	○	
				フックアップ	○		○	38の2	先	飲食等の禁止	○	○	
	7	先	局排の性能(mg/m <sup>3</sup> )	ニッケルとして0.1	砒素として0.003		38の3	先	掲示	○	○		
	8	先	局排等の稼働時の要件	○	○		38の4	先	作業記録	○	○		
	9	先	用後処理(除じん)	○	○		39.40	先	健康診断	雇入れ、定期	○	○	
	12の2	先	ぼろ等の処理	○	○					配転後	○	○	
	21	先	床の構造	○	○					記録の保存	○	○	
	24	先	立入禁止措置	○	○		41	先	健康診断結果の報告	○	○		
	25	先	容器等	○	○	42	先	緊急診断	○	○			
	27	先	作業主任者の選任	○	○	53	先	記録の報告	○	○			

■ 今回新たに義務付けられた規定(ただし、三酸化砒素については、従来より義務付けられていたもの。)

※ 「安衛法」は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

※ 「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」が派遣先事業者、「元」が派遣元事業者を表す。

※ 安衛法第57条(表示)及び第57条の2(文書の交付)の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。

※ 安衛法第57条の2(文書の交付)の対象は、「ニッケル及びその化合物」、「砒素及びその化合物」であり、安衛法第57条(表示)よりも対象範囲が広い。

※ 安衛法第67条(健康管理手帳)は、国が交付するものである。